

太 田 市 公 告

公共下水道の供用及び処理の開始するので下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。また、その関係図面は、令和 8 年 4 月 14 日から 14 日間、当市都市政策部下水道課において縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 14 日

太田市長 穂 積 昌 信

記

1 供用を開始する年月日

令和 8 年 5 月 1 日

2 供用を開始する区域

令和 8 年度から飯塚町・東矢島町・内ヶ島町・福沢町・富沢町・牛沢町・岩瀬川町・下浜田町・東矢島土地区画整理事業・内ヶ島町・台之郷町・石原町・東長岡町・龍舞町・下小林町・細谷町・由良町・尾島町・亀岡町・粕川町・尾島東部土地区画整理事業・新田木崎町・新田金井町・新田反町町・大原町・世良田町の各一部について、公共下水道を供用開始したく、下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第 9 条第 1 項の規定により公示したい。

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

2 に示された区域内の下水道管渠

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 終末処理場の名称及び位置

（1）太田市中央第二浄化センター

太田市古戸町 2 5 0 - 1

（2）西邑楽水質浄化センター

邑楽郡千代田町大字舞木字中里 1 2 0 0 - 1

（3）利根備前島水質浄化センター

太田市備前島町 4 2 - 1

- (4) 平塚水質浄化センター
伊勢崎市境平塚99番地1